

通所介護契約書

様 (以下、「利用者」と言います)と 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター
所長 (以下、「事業者」と言います)は、事業者が利用者に対して行う通所介護について次の通り契約します。

(目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期限までとします。

2 契約満了日の一週間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を聞き、「居宅サービス計画」に沿った「通所介護計画」を作成し、その内容を、利用者及びその家族へ説明します。

(通所介護の提供場所・内容)

第4条 通所介護の提供場所は松本市蟻ヶ崎デイサービスセンターです。

所在地及び設備の概要は〔契約書別紙〕のとおりです。

2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の写しの交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、〔契約書別紙〕に定める利用料をもとに、月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者に交付します。

3 利用者は、料金を現金で支払うことができます。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時30分まで(前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時30分まで)に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供日の前日午後5時30分までに、サービス中止の通知をしなかった場合、事業者は利用者に対して〔契約書別紙〕に定めるキャンセル料を請求することができます。

この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護を受けることが困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載しております。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1ヶ月間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、予告期間が1ヶ月間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払われない場合。
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いませぬ。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の健康状態に急激な変化が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(連携)

第13条 事業者は、通所介護の提供に当り、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター

所在地 松本市蟻ヶ崎3丁目4番1号

代表者名 所 長 印

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

〔契約書別紙 通所介護〕

○ 担当者 (生活相談員) 氏名 _____

○ 通所介護の内容

ご利用日・時間 サービス提供票に基づく利用日及び利用時間
 ご利用場所 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター
 ご利用可能 食堂兼機能訓練室、相談室、休養室、浴室(一般浴・特浴)
 設備等 送迎用車両 普通車2台、軽2台
 サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、個別機能訓練
 栄養改善、口腔機能向上、その他必要な介護等を行います。

○ 利用料金 (1月当り)

① 基本料金 松本市地域加算(10.14円)を乗じた表示となっています。

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	7～8時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	6,672円	667円	1,334円	2,002円
要介護 2	7,879円	788円	1,576円	2,364円
要介護 3	9,126円	913円	1,825円	2,738円
要介護 4	10,373円	1,037円	2,075円	3,112円
要介護 5	11,641円	1,164円	2,328円	3,492円

*送迎がない場合は、1回につき48円(1割)、96円(2割)、143円(3割)を引いた金額になります。

② 通所介護加算料金 松本市地域加算(10.14円)を乗じた表示となっています。

	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円	45 円	67 円
中重度者ケア体制加算	46 円	91 円	137 円
入浴介助加算(Ⅰ)	41 円	81 円	122 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	57 円	114 円	170 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	101 円	203 円	304 円
科学的介護推進体制加算	41 円	81 円	122 円

*いずれも1回あたりの料金になります。

③ 上記の基本料金に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)9.2%を乗じ算定を行います。

④ 昼食費用 1食当り 700円 (全額自己負担)

※その他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

○ 変更事項承認欄 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄()

事業者 所在地 松本市蟻ヶ崎3丁目4番1号

名 称 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター

所長

印

○ 時間別利用料金

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	2～3時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	2,758円	276円	552円	827円
要介護 2	3,154円	315円	631円	946円
要介護 3	3,559円	356円	712円	1,068円
要介護 4	3,975円	397円	795円	1,192円
要介護 5	4,380円	438円	876円	1,314円

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	3～4時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	3,752円	375円	750円	1,126円
要介護 2	4,289円	429円	858円	1,287円
要介護 3	4,857円	486円	971円	1,457円
要介護 4	5,405円	540円	1,081円	1,621円
要介護 5	5,962円	596円	1,192円	1,789円

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	4～5時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	3,934円	393円	787円	1180円
要介護 2	4,502円	450円	900円	1351円
要介護 3	5,090円	509円	1018円	1527円
要介護 4	5,678円	568円	1136円	1704円
要介護 5	6,256円	626円	1251円	1877円

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	5～6時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	5,780円	578円	1,156円	1,734円
要介護 2	6,824円	682円	1,365円	2,047円
要介護 3	7,879円	788円	1,576円	2,364円
要介護 4	8,923円	892円	1,785円	2,677円
要介護 5	9,978円	998円	1,996円	2,993円

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	6～7時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	5,922円	592円	1,184円	1,777円
要介護 2	6,986円	699円	1,397円	2,096円
要介護 3	8,071円	807円	1,614円	2,421円
要介護 4	9,136円	914円	1,827円	2,741円
要介護 5	10,221円	1022円	2,044円	3,066円

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの自己負担額		
	8～9時間未満	1割	2割	3割
要介護 1	6,784円	678円	1,357円	2,035円
要介護 2	8,021円	802円	1,604円	2,406円
要介護 3	9,278円	928円	1,856円	2,783円
要介護 4	10,556円	1,056円	2,111円	3,167円
要介護 5	11,844円	1,184円	2,369円	3,553円

○ 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 緊急連絡先

	第1通報先	第2通報先
氏 名		
住 所		
電 話		
続 柄		

主治医

病院又は診療所名	
医師名	
住 所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員か次の窓口までお申し出ください。

〔当事業所〕

相談窓口	担当
電話番号	0263-39-3232
受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

〔松本市役所高齢福祉課〕

電話番号	0263-34-3214
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〔国保連合会苦情窓口〕

電話番号	026-238-1580
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

介護予防・日常生活支援総合事業通所介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター
所長（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防・
日常生活支援総合事業通所介護（以下、「通所介護」といいます）について次の通り契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその
居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう自立の可能性を最大限引き出す
支援を行い、生活の質の向上に資する通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、その
サービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期限まで
とします。

2 契約満了日の一週間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出
がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を聞き、「居宅サービス計画」に沿っ
た「通所介護計画」を作成し、その内容を、利用者及びその家族へ説明します。

（通所介護の提供場所・内容）

第4条 通所介護の提供場所は松本市蟻ヶ崎デイサービスセンターです。

所在地及び設備の概要は〔契約書別紙〕のとおりです。

2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所
介護の提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。
その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧する
ことができます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の写しの交付を受けることがで
きます。

（料金）

第6条 利用者は、〔契約書別紙〕に定める利用料をもとに、月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者に交付します。

3 利用者は、料金を現金で支払うことができます。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収書を発行します。

（サービスの中止）

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時30分まで（前日が日曜日の
場合は土曜日の午後5時30分まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス
利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時30分までに、サービス中止の通知をしなかった場合
この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護を受けることが困難と判断した場合、
サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したと
おりです。

(料金の変更)

- 第8条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食
費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お
互いに取り交わします。
 - 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この
契約を解約することができます。

(契約の終了)

- 第9条 利用者は事業者に対して、1ヶ月間の予告期間において文書で通知をすることにより、
この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情
がある場合には、予告期間が1ヶ月間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間において理
由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約
することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
 - 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約
することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず
支払われない場合。
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入
院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが
明らかになった場合。
 - 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

- 第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び
その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了
後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者
及び家族の個人情報を用いませぬ。

(賠償責任)

- 第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業の責めに帰すべき事由により利用者の

生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の健康状態に急激な変化が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(連携)

第13条 事業者は、通所介護の提供に当り、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター

所在地 松本市蟻ヶ崎3丁目4番1号

代表者名 所 長 印

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

〔契約書別紙 予防〕

○ 担当者 (生活相談員) 氏名 _____

○ 通所介護の内容

ご利用日・時間 サービス提供票に基づく利用日及び利用時間
 ご利用場所 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター
 ご利用可能 食堂兼機能訓練室、相談室、休養室、浴室(一般浴・特浴)
 設備等 送迎用車両 普通車 2 台、軽 2 台
 サービス内容 予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、個別機能訓練
 栄養改善、口腔機能向上、その他必要な介護等を行います。

○ 利用料金 (1月当り)

① 基本料金 松本市地域加算(10.14円)を乗じた表示となっています。

	1月あたりの利用料	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援 1	18,231円	1,824円	3,647円	5,470円
要支援 2	36,716円	3,672円	7,344円	11,015円

*送迎、入浴を含みます。

② 予防介護加算料金 松本市地域加算(10.14円)を乗じた表示となっています。

	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	90 円	179 円	268 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援2	179 円	357 円	536 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	203 円	406 円	609 円
科学的介護推進体制加算	41 円	82 円	122 円

*いずれも1月あたりの料金になります。

③ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)9.2%を乗じた金額になります。

④ 昼食費用 1食当り 700円 (全額自己負担)

※その他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

○ 変更事項承認欄 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄()

事業者 所在地 松本市蟻ヶ崎3丁目4番1号
 名 称 松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター

所長

印

○ 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。
その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 緊急連絡先

	第1通報先	第2通報先
氏 名		
住 所		
電 話		
続 柄		

主治医

病院又は診療所名	
医師名	
住 所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員か次の窓口までお申し出ください。

〔当事業所〕

相談窓口	担当
電話番号	0263-39-3232
受付時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

〔松本市役所高齢福祉課〕

電話番号	0263-34-3214
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〔国保連合会苦情窓口〕

電話番号	026-238-1580
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時